

「大山町地域活性化支援事業交付金」

を「活用」ください

大山町では集落の活性化のために「地域活性化支援事業交付金」を創設しています。

〈対象となる事業〉

集落、地域及び地域活動団体が創意工夫を凝らし、地域での問題点への対処や活性化・振興を図るために実施される次の事業を対象としています。

① ソフト事業

（事業費の3/4が交付金額となります）

集落の活性化に必要な活動経費（研修会等、イベント・行事などの発展、その他生活環境等の改善のためのシステム作りなど）

② ハード事業

（事業費の1/2が交付金額となります）

原則としてすべての事業が対象です。
なお、他の補助金等も合わせて活用する場合、補助率が1/2から3/10となるか、または対象外となる場合があります。

※本交付金は、ソフト事業のみの実施は可能ですが、ハード事業については、ソフト事業と併せて実施する必要があります。詳しくは下記の〈取り組み事例〉を参考にしてください。

交付金の活用にあたって

I はじめに、「集落の健康診断※」又はそれに代わる話し合いを実施してください。
II 次に、その場で出された「集落をこうしたい」「そのためにはこれが必要」などの提案を基に事業計画（3年間の計画としてください）を作成したうえ、交付金の申請をおこなってください。

III また、交付金受領後は、1か年ごとに「進捗状況報告書」を提出していただく必要があります。

※「集落の健康診断」とは、集落の皆さんで集落の問題・課題を洗い出し、解決策を話し合う会です。会の『司会進行』と『まとめ』をお手伝いします。お気軽にご相談ください。

〈取り組み事例〉

☆新たに花壇を整備し景観をよくするとともに、以前行われていた集落での祭りを復活させ、世代間交流を図る

☆学校跡地を利用して高齢者の居場所を確保することから、支えあい、助け合いを通じて安心できる地域づくりを進める

☆集落でのホームページ作成、敬老会実施などから集落内の交流促進を図り、そのために集会所と広場の整備を行う

◆問い合わせ先

企画情報課・未来づくり戦略室

☎ 0859・54・5202

対象となる「地域振興事業」：集落、地域（複数の集落）、地域活動団体単位で行う事業

「大山町地域活性化支援事業」の概要

事業区分	交付率	交付金の下限額・上限額
①ソフト事業	3/4	1事業当たり 3か年で10万円以上60万円以下
②ハード事業 (併せて①ソフト事業を実施してください)	1/2	1事業当たり 10万円以上1,000万円以下
	他の補助事業等を活用する場合 3/10	1事業当たり 100万円以上300万円以下